

島根県報

号外第七八号

平成十四年七月二十二日

(月曜日)

告 示

道路法に基づく境界地の道路管理協定の成立

(道路整備課)

目 次

告

示

島根県告示第六百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定により、境界地の道路の管理の方法について協議が成立したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県土木部道路整備課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 道路の種類及び路線名

一般国道四三一号

二 道路の区間

島根県八束郡美保関町大字森山字天神山一五七〇番二地先から鳥取県境港市昭和町九番一―地先まで（以下「境水道大橋」という。）

三 関係道路管理者の氏名及び住所

鳥取県 鳥取県知事 片山善博

鳥取県鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 管理の方法

- (一) 境水道大橋は、島根県（以下「甲」という。）及び鳥取県（以下「乙」という。）が共同で管理する。
- (二) 境水道大橋の管理は、甲及び乙が日本道路公団から管理を引き継いだ日から平成十七年三月三十一日までの間は乙が行うものとし、以後三年ごとに甲乙が交互に行う。
- (三) (二)により甲又は乙がその区域外にわたって道路を管理する場合において、これらの者が本来の道路管理者に代わって行うことのできる権限は、道路管理者の権限のうち、道路法第三十二条から第四十一条までに規定するもの及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第五条各号に掲げるもの以外のものとする。

毎週火・金曜日発行

平成十四年七月二十二日印刷
平成十四年七月二十一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)